

羽保福支第 2 5 6 4 号

平成 2 9 年 9 月 4 日

指定障害福祉サービス事業者・所

指定障害者支援施設

指定地域相談支援事業者・所

指定計画相談支援事業者・所

指定障害児通所支援事業者・所

指定障害児相談支援事業者・所

地域生活支援事業委託事業者・所 代表者及び管理者 様

羽曳野市保健福祉部福祉支援課長

利用者の支給決定の更新等に係る適切な支援の実施について（通知）

平素は、本市障害福祉施策の円滑な推進について、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記のことについてこの間、指定障害福祉サービス、指定障害児通所サービス及び地域生活支援事業の利用において、利用者に係る支給決定期間の満了日が過ぎているにも関わらず、サービス事業所が漫然と利用者にサービス提供を行っていた事例や利用者に対しサービス支給決定量を上回るサービス提供を行っていた事例が少なからず発生しています。

いうまでもなく、指定障害福祉サービス事業者等においては、利用者がサービス利用を継続するための更新申請を行うに当たり、必要な援助を行うことが義務付けられています。また、サービス提供を行うに当たって、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認することが求められています。

したがって、前記のような事例が発生する要因は主に当該指定障害福祉サービス事業者等が運営基準に規定されている利用者の更新申請に係る支援義務を怠り、事業者としての必要な事務手続きを行っていないことにありと言わざるを得ません。

つきましては、こうした事態が発生しないよう、各サービス事業者及び事業所におかれては、運営基準に沿った適切なサービス提供が行われているかどうかを定期的に自主点検し、常に適切な利用者へのサービス提供ができるようにして下さい。

なお、更新申請は支給有効期間満了日の 2 ヶ月前（障害支援区分認定の更新を伴う場合は 3 ヶ月前）を目処に、サービス支給量の変更申請は、遅くとも当該サービス支給量の変更が必要となる月の前月末までに提出いただきますよう、利用者へのご支援をよろしくお願いいたします。

【問い合わせ】

羽曳野市保健福祉部福祉支援課

担当 : 片上

電話 : 072-958-1111 内線1211

FAX : 072-957-1238

MAIL : fukushishien@city.habikino.lg.jp

<参考>

大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 107 号）

（介護給付費の支給の申請に係る援助）

第 15 条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、利用者の意向を踏まえて、速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

※当該条文は居宅介護以外の指定障害福祉サービスにおいても準用規定がある。

大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 108 号）

（介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助）

第 16 条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、利用者の意向を踏まえて、速やかに、介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 104 号）

（障害児通所給付費の支給の申請に係る援助）

第 19 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

※当該条文は児童発達支援以外の指定通所支援においても準用規定がある。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）

（地域相談支援給付決定の申請に係る援助）

第 11 条 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）

（支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助）

第 10 条 指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行わなければならない。

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）

（通所給付決定の申請に係る援助）

第 10 条 指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行わなければならない。